

現在受付中の新型コロナワクチン 追加接種について（令和5年秋開始接種）

鳥羽市ワクチン接種相談・予約コールセンター

☎ 0120-709-027（通話料無料） 午前9時～午後5時30分

対象者

新型コロナワクチンの2～6回目接種から3か月以上経過し、追加接種を希望する生後6か月以上の全てのかた ※生後6か月～4歳のかたは3回目接種が完了したかた

令和5年秋開始接種では、65歳以上の高齢者のかたと、生後6か月以上の基礎疾患を有するかたに努力義務が適用されています。また、努力義務が適用されないかたでもワクチン接種を受けることができます。



努力義務とは
（国ホームページ）

接種券発送

10月末までに全ての対象者に接種券を発送しました。

※これまでに接種券をお受け取りになり、まだその接種券を使って接種を受けていないかたには接種券をお送りしていません。いまお手元にある接種券をそのままご利用いただけます

12歳以上のかたの追加接種

※使用するワクチンはいずれもXBB.1.5対応型1価ワクチンです

受付中の日程	会場	接種日	接種時間	ワクチン
	保健福祉センター ひだまり		11月4日（土）	午後1時30分～2時
		11月4日（土）	午後2時～5時	ファイザー社製
		11月5日（日）	午前10時～午後0時30分	

11月1日（水） 午前9時より 受付開始	会場	接種日	接種時間	ワクチン	
	保健福祉センター ひだまり		11月10日（金）	午後1時30分～5時	ファイザー社製
			11月24日（金）	午後1時30分～5時	
			11月25日（土）	午前9時30分～正午	
			12月1日（金）	午後1時30分～5時	
			12月3日（日）	午前10時～午後0時30分	
			12月9日（土）	午後1時30分～5時	
		12月10日（日）	午前9時30分～正午		

小児（5～11歳）の追加接種

会場：保健福祉センターひだまり

接種回数	接種日	接種時間	使用ワクチン
小児（3～5回目）	12月17日（日）	午前10時～ 10時15分	ファイザー社製小児用ワクチン （オミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチン）

乳幼児（6か月～4歳）の追加接種

会場：保健福祉センターひだまり

接種回数	接種日	接種時間	使用ワクチン
乳幼児（4回目）	12月17日（日）	午前10時15分～ 10時30分	ファイザー社製乳幼児用ワクチン （オミクロン XBB.1.5 対応1価ワクチン）

初回接種（生後6か月以上のかた）

初回接種を希望されるかたは、鳥羽市新型コロナワクチン接種対策チームまでご相談ください（☎ 377061）。

- 全ての接種日程は集団接種で実施します
- 12月中旬以降のワクチン接種は日程が少なくなる見込みのため、接種を希望される場合はお早めにご予約ください
- 予約が満了となっている場合でも、後日キャンセルなどにより空き枠が出れば予約できます
- 体調不良などで予約日の接種ができなくなった場合は、予約サイトもしくはコールセンターから必ずキャンセルしてください。接種当日のキャンセルはコールセンターのみ受付しています
- 各日程の接種時間については受付開始時点で変更する場合があります
- 新型コロナワクチン接種は強制ではありません。感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解したうえで、接種を希望されるかたのみ接種を受けていただいています

予約について

※予約の際には接種券に記載の「接種券番号」と「生年月日」が必要です

予約方法① 電話予約

ワクチン接種予約コールセンター ☎0120-709-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時～午後5時30分(土曜・日曜日、祝日も開設) ※電話のかけ間違いには、十分ご注意ください

予約方法② インターネット予約 (24 時間受付可能)

パソコンまたはスマートフォンで次のワクチン接種予約サイトを開きます URL <https://jump.mrso.jp/242110/>

右のQRコードからもアクセスできます



予約サイト



予約手順マニュアル

- 予約開始日はコールセンターの電話が混み合うことが予想されます。電話がつながりにくいときは時間を置いてお掛け直しいただくようお願いいたします。インターネット予約は24時間受付が可能で待ち時間もありません。
- 予約受付はワクチン接種予約コールセンターまたはインターネット予約のみとなります。市役所、連絡所、ひだまりでは受け付けていません。
- **新型コロナワクチン集団接種は気象状況などに応じて、利用者の安全確保のため集団接種を中止する場合があります。中止する場合は、とばメール、市ホームページ、フェイスブックなどでお知らせします。**

○接種券の再発行について

これまでに接種券を受け取り、その接種券を使って接種を受けていないかたで、接種券を紛失した場合は再発行の手続きをお願いします

※ ひだまり、市民課、各連絡所でも手続きできます



接種券を紛失したかたの接種券再発行申請フォーム (予約はできません)



特定健診は、**11月30日**までです



複数の医療機関に通い、それぞれの医療機関から薬が処方されていると効果の同じような薬が重複してしまうことがあります。医療費増加につながるほか、飲み合わせによつては副作用が生じる危険もあります。かかりつけ薬剤師を決め、お薬手帳を1冊にまとめ、適切な管理・指導を受けてください。

重複・多剤服用について お薬手帳を1冊にまとめましょう

国民健康保険は、市が医療費や被保険者数等にに応じて県に納付金を支払う仕組みとなり、県全体で保険料の収納率向上や特定健診受診率の向上などさまざまな取り組みを強化しています。今回は医療費適正化の取り組みなどについてお知らせします。

国民健康保険からのお知らせ

市民課保険年金係



(25) 1148

ジェネリック医薬品の活用について 保険証にシールを貼って意思表示

薬と上手に付き合うことは医療費の節約につながります。ジェネリック医薬品(後発医薬品)は新薬(先発医薬品)と同等の効果があります。国が安全基準を満たした信頼できる薬なので、医師や薬剤師と相談して積極的に活用してください。保険証更新時に「ジェネリック医薬品希望シール」を送付していますので、病院や薬局での意思表示にご利用ください。

※80%の利用を目標にしていますのでご協力をお願いします(令和4年度は80.45%)。

セルフメディケーションについて

軽度の症状の緩和や予防においては、調剤薬局やドラッグストアの薬剤師などのアドバイスを受け一般用医薬品を使用して治療を行うことが求められます。所得税の医療費

控除(特例)として受けることもできますのでぜひ活用してください。

交通事故などにあつたら 必ず届け出をしてください

第三者の行為(交通事故・他人のペットにかまれた・飲食店で食中毒・不当な暴力行為を受けたなど)によってケガをした場合でも、市民課に届け出ることで保険証が使用できます。ただし、第三者行為での医療費負担は加害者負担が原則となるため、保険により診療した医療費は、国保が一時立て替えて支払い、後日、三重県国民健康保険団体連合会がその医療費を加害者に請求することになります。

新型コロナウイルス感染症 にかかる傷病手当

令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症の症状および感染により、国保の被保険者本人が会社を休み、給与等が受けられなかった場合、申請により傷病手当を受けます。くわしくは市民課へ問い合わせてください。

